

(資料 4)

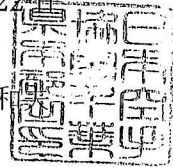
撤回要請

公益社団法人日本空手協会
専務理事 森 俊博 殿

平成 27 年 3 月 22 日

千葉県本部

本部長 阿津 利



我々日本空手協会千葉県本部並びに千葉県本部所属の支部・団体に公益社団法人日本空手協会専務理事森 俊博氏から送られてきた S-15-004 号（平成 27 年 3 月 7 日付け）通知書に対して強く撤回を要請します。

この通知書には、公益社団法人日本空手協会支部等名称使用許諾規定の第 6 条 1 項所定の事由への該当行為が見受けられるため同規定による名称使用許諾を取り消すと記載されており、さらに公益社団法人日本空手協会（以下当協会という）のホームページに世界に向けて当該事項を 3 月 10 日に発信しました。当協会の傘下の会員に周知する場合、従来は都道府県本部長宛にメール等で通知されております。

千葉県本部の活動は、社会的に非難されるようなことは行っておりません。協会の普及発展に尽力こそすれ活動を阻害するようなことはいわれのないことです。「名称使用許諾を取り消す」行為は、千葉県で日本空手協会の空手が好きで空手を行っている会員にも大きな問題を生じるものと危惧しております。

千葉県本部は、これまで当協会からの理不尽な「千葉県本部長」の辞任、執行役員 4 名の辞任及び誓約書の提出など、強圧的な行為に対し誠意を持って書面で回答してきました。

「名称使用許諾を取り消す」事に対し、千葉県本部の理事会において経過説明とその根拠を示す必要から、書面にて「名称使用許諾を取り消す」とする根拠を求めます。

当協会は千葉県本部に前記事項の根拠も示さず、十分な期限も与えず一方的に「名称使用許諾を取り消す」決定を通知してきました。千葉県本部にとって「名称使用許諾を取り消す」と言われる理由は何一つありません。

3 月 14 日千葉県本部理事会について、当協会からの「名称使用許諾を取り消す」に関連し下記議案について審議し採決しました。

- ①現執行部が辞任し新しい執行部で対応する
- ②現執行部が留任し対応する

その結果、①は賛成少数で否決、②は圧倒的多数で承認されました。

また審議の中で、ある出席者から発言があり、『中原会長から数日前に電話連絡ありました。内容は中原会長解任に関する訴状についてです』と説明し、そのコピーを持参し原告の氏名を読み上げました。更に、複数の支部がまとまり新しい千葉県本部の申請をすれば当協会は承認するような事を話していました。そのため、今回の「名称使用許諾を取り消す」との通知の狙いは現執行部つぶしである事は明らかです。

我々日本空手協会千葉県本部は、当協会の「名称使用許諾を取り消す」に対し強く撤回を求めるものです。

上記に対する回答を平成 27 年 3 月 31 日必着で千葉県本部宛にお送りください。

よろしく申し上げます。

以上